

## 令和3年度愛媛県貸切バス3密回避利用促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、車両数の増加や車両の大型化等により3密回避に取り組みながら、旅行や視察、地域・学校行事などで一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス」という。）を利用する者の負担軽減を図るとともに、公益社団法人日本バス協会策定の新型コロナウイルス感染症に係る対策ガイドラインに沿った運行に努める貸切バスの利用を促進するため、予算の範囲内で、令和3年度愛媛県貸切バス3密回避利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 本事業の補助金を活用し、貸切バスを利用する個人又は法人その他の団体とする。なお、個人又は法人その他の団体の依頼により貸切バスの手配を行う者についても利用者ともみなす。
- (2) 上限及び下限額 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第7条の2第1項各号に掲げる事項を記載した運送引受書に記載する運賃及び料金の上限及び下限額。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる者は、愛媛県内に本社を置く、道路運送法第4条の許可を受けた民間の貸切バス事業者であり、県税に未納がない者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者がバス車両定員の6割未満で運送した場合のキロ制運賃と時間制運賃の和（以下、「運賃」という。）とする。

- 2 補助対象事業者が利用者に提示する補助金額控除前の運賃は、上限及び下限額の範囲内とする。
- 3 他の制度により運賃の支援を受けた場合（予定しているものを含む。）については、本補助金の対象外とする。

### (補助金額等)

第5条 補助金の額は運賃の2分の1以内で、1台につき1日当たり84千円を限度とする。

(事業計画)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める期日までに、あらかじめ事業計画書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする補助対象事業者は、補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 一覧表(様式第3号)
- (2) 利用者が記した補助金利用申込書(様式第4号)
- (3) その他付属資料

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 申請者の実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって替えるものとする。
- 4 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金精算払請求書(様式第5号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は第8条第2項の条件に違反したとき
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。